

\*この申告書は、被保険者と扶養認定対象者が別居されている場合に提出して下さい。

令和 4年 12月 27日作成

# 記入例

## 別居家族の生計維持関係申告書（新規申請用）

【※】印欄は記入不要

被保険者証の記号番号	記号	11	番号	12	被保険者氏名	健保 太郎	生年月日	昭和 平成 39年 4月 5日	標準報酬月額※
							資格取得年月日	昭和・平成・令和 2年 6月 8日	千円
別居している扶養認定対象者の氏名					続柄	生年月日	職業	年収額※1	
1	健保 良太				長男	昭和 平成・令和 8年 9月 10日	アルバイト	1,020,000 円	
2						昭和・平成・令和 年 月 日		円	

現在の扶養状況 ※2

別居している扶養認定対象者の生計費 【 1名分】

収入	月額(円)	支出	月額(円)
給料	80,000	居住費	50,000
賞与	5,000	食費	30,000
年金		電気料	3,500
国・市町村からの補助		ガス・灯油	7,000
その他( )		水道	2,200
		通信費	8,000
		被服費	5,000
		医療費	
		教育費	
		交通費	10,000
		交際費	10,000
		こづかい( )	
		保険料(自動車)	8,000
		その他( )	
収入合計①	85,000	生計費合計②	133,700

収入合計①

85,000 円

生計費合計②

133,700 円

差引③

-48,700 円

④被保険者から扶養認定対象者へ送りしている額(月額)

100,000 円

送金証明書(写)を添付(直近1ヶ月分)

※送金証明書とは、振込控(写)や現金書留(写)。手渡し、通帳の写しは不可。

③の金額がプラスの場合、扶養認定対象者をご自身の生計維持していることとなりますので、被保険者が主として扶養認定対象者の生計を維持していると判断することはできません。

③の金額がマイナスの場合でも、④の金額が①の金額よりも少なければ、被保険者が主として扶養認定対象者の生計を維持していると判断することはできません。

被保険者以外に扶養認定対象者の生計費を負担している人がいる場合

【負担者氏名： 】

【負担月額： 円】

別居理由※同居できない理由を詳しくご記入下さい。

出来る限り詳しくご記入ください。

※1：勤労所得だけでなく、副業所得、投資所得、利子収入、不動産収入、年金、恩給、アルバイト収入等及びその収入額を記入して下さい。

※2：扶養認定対象者の1ヶ月の生計費(通常の生活に必要な経費)と、それに対する被保険者の負担月額及び他の者から援助を受けている場合はその月額等を記入して下さい。

生計費について：生計を営むにあたって必要となる費用です。被扶養者認定の際に当該被保険者が扶養を行える能力があるか否かを判定します。

食料費、住居関係費(住居、光熱・水道、家具・家事用品)、被服・履物費、雑費(保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、諸雑費)、こづかい、交際費、仕送り金等、その他の消費支出を詳細にご記入願います。

改定日 2022/12/27